

技能労務職等の給与等の見直しに向けた取組み方針

平成21年 3月

新 地 町

策定の目的

この取組方針は、総務省より出された「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」の通知に基づき、本町の技能労務職員の給与や業務のあり方等について点検を行い、町民の理解が得られるよう総合的な点検を実施し、適切に対応するために取組方針を策定するものです。

1 現状

職種ごとの人数・平均給料・平均年齢 データ

(平成20年4月1日)

区分	職員数	平均年齢	平均給料額	平均給与月額	
新 地 町	全 体	14人	49.1歳	325,179円	336,300円
	調理員	9人	47.0歳	310,133円	316,522円
	その他	5人	53.1歳	352,260円	317,900円
福島県	455人	49.5歳	367,300円	410,533円	
国	5,193人	48.8歳	287,094円	-	

平均給料とは、基本給で、扶養・住居・通勤・時間外勤務・特殊勤務等の手当及び期末勤勉手当は含まない。

平均給与とは、給料月額と、扶養手当・住居手当・通勤手当の諸手当を合計したもの。

その他技能労務職の給与に関する事項

給料表

就業規則給料表（国公の行政職給料表（行一）に同じ）の3級制を採用しています。

職務の経験年数等に応じた昇格昇給基準を設けています。

手当

扶養手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・期末勤勉手当などを、それぞれ該当者に支給しています。

昇給基準

昇給基準については、昇給月を毎年1月と定め、それぞれの勤務成績に応じ4号（55歳を越える場合は2号給）を標準として昇給します。

2 基本的な考え方

町では、簡素で効率的かつ効果的な行財政運営を推進するとともに、「最小の経費で最大の効果」をあげるといふ、地方自治運営の基本原則に則り、財政の健全化を推進するとともに、組織体制や事務事業の見直しを図りながら、職員の適正管理、給与等の適正化に努めます。

今後とも、町民の理解を得るため、広報紙やホームページ等を介して、積極的に情報の提供を図ります。

3 具体的な取組み内容

(1) 定員について

定員適正化計画に沿って事務事業の見直しなどを行いながら町民サービスの低下させることのないよう定員の適正化を推進します。

(2) 給料について

国・県の動向や近隣自治体の推移を見極め、人事院・会勧告等を注視しながら適宜改正等給与水準の更なる適正化を図ります。

(3) 手当について

時間外勤務手当に関しては、更なる縮減に努めます。

4 その他

健全財政に向けた新地町行政改革大綱及び新地町行財政改革プランに基づき、行政運営の効率化を図り、「定員適正化計画」を積極的に推進します。